

第二十八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第三号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)午前  
十時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君  
理事 大沢 雄一君  
小柳 牧衛君  
加瀬 完君

委員

伊能 芳雄君  
西郷吉之助君  
成田 一郎君  
鈴木 壽君  
中田 吉雄君  
松澤 兼人君  
岸 良一君  
森 八三二君  
白木義一郎君

國務大臣 正力松太郎君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君  
警察庁刑事部長 中川 董治君  
事務局側

常任委員 福永與一郎君  
会専門員

本日の會議に付した案件

- 連合審査会開会の件
- 遺失物法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)
- 警察法等の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)
- 銃砲刀剣類等所持取締法案 (内閣提出)

○委員長(小林武治君) これより委員  
会を開きます。

まず、連合審査会の開会についてお  
語りいたします。

昨日、法務委員会から、銃砲刀剣  
類等所持取締法案並びに遺失物法等の  
一部を改正する法律案について連合審  
査会を開かれた旨の申し入れがあり  
ました。本件につきましては、先ほど  
理事会におきまして協議をいたしました  
のでありますが、法務委員会の申し入  
れ通り、両案について連合審査会を開  
くこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小林武治君) 御異議ないと  
認めて、さよう決定いたします。

なお、連合審査会の開会日時等は、  
両委員長で協議いたしましたこととなつてお  
りますので、これらにつきましては、  
便宜、委員長におまかせ願いたいと存  
じますが、理事会の協議におきまして  
は、大体、明後十三日木曜日の午前中  
を連合審査会に充てたいということであ  
りましたので、この点お含みおき願  
います。

また、今後の委員会の審査日程であ  
りますが、本日は、遺失物法等の一部  
を改正する法律案及び警察法等の一部  
を改正する法律案の二案について提案  
理由の説明を聴取いたしました。その後、銃  
砲刀剣類等所持取締法案の詳細説明を  
聴取し、質疑を行うこととされてあり  
ます。その後の委員会につきましては  
は、十四日金曜日、本會議散会後に委  
員会を開き、銃砲刀剣法案は採決まで

参り、引き続き、遺失物法案の質疑を  
行いたいと存じます。十八日火曜日  
は、定例でありますので、都合により  
休むこととしたし、二十日に委員会を  
開き、遺失物法案の採決を行いたい。

大体かように理事打合せにおいて協  
議をいたしましたので、御了承願  
いと存じます。

○委員長(小林武治君) 次に、去る六  
日、本院先議議案として付託になりま  
した遺失物法等の一部を改正する法律  
案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を聴  
取いたします。

○國務大臣(正力松太郎君) それでは  
提案理由の説明をいたします。

今回提出いたしました遺失物法等の  
一部を改正する法律案について、提案  
理由及びその内容の概要を説明いたし  
ます。

遺失物は、遺失物法、その他の関係  
法律に準拠して警察署長が取り扱つて  
るのであります。その根拠法たる  
遺失物法は、明治三十二年に制定さ  
れ、その後、実質的な改正をほとんど  
見ることなく今日に至っているの  
であります。物件を拾得した者が、その物件  
の遺失主に返還できないときは、警察  
署長に差し出し、警察署長において公  
告後、法定期間内に遺失主が判明しな  
いときは、拾得者が所有権を取得する  
のが、現行法の骨子であります。わが  
国においては、多年にわたり、この原  
則により遺失物を取り扱つてきており  
ますので、この建前を変更することは

適當でないと考えるのであります。し  
かしながら、遺失物法制定当時と今日  
とを比較いたしますと、物件の交流  
移動も著しく多数に上り、従つて、遺  
失される機会も非常に増大しておりま  
すし、他面、遺失主がその遺失物を探  
し求める手段も、通信及び交通機関の  
目ざましい発達により、著しく便利に  
なつておりますので、現行遺失物法の  
骨子を根本的に変更することなく、文  
明の発達に伴う所要の改正を行うこと  
が、遺失物の取扱ひの適正を期するゆ  
えんと考えるのであります。

右の趣旨に基き提出いたしました遺  
失物法等の一部を改正する法律案の内  
容について説明いたします。

その第一は、拾得者において遺失主を  
発見できないため、警察署長に差し出  
した物件については、現行法のもとで  
は、警察署長において公告の後一年を  
経過しなければ、拾得者がその所有権  
を取得できないのであります。今日  
の実情について調査いたしますと、  
公告後、遺失主の判明する総件数に対  
し、一月内にすでに九一%強、三月内  
には九九%強、六月内に百パーセント  
弱が判明している状況であります。す  
なわち、通信及び交通機関の発達した  
今日においては、遺失主の判明すべき  
ものの大部分は、公告後三月内に判明  
しているのであります。この実情にか  
がみ、公告後六月内に遺失主の判明  
しない場合は、拾得者が所有権を取得  
することとしたのであります。

第二は、管守者のある船車建築物等  
において他人の物件を拾得した者は、  
現行法上拾得者としての権利が認めら  
れず、その船車建築物等の占有者が、  
拾得者としての権利を取得することに  
なつていたのであります。この規定  
は、船車建築物等において多数の客が  
来集している現状にかんがみ、社会常  
識に合致しないので、かかる場合は、  
現実の拾得者に拾得者としての権利を  
付与し、船車建築物等の占有者が拾得  
物に関する権利を取得するのは、現実  
の拾得者がその権利を放棄した場合  
と、その者が、二十四時間内に当該船  
車建築物等の管守者に拾得物を交付し  
ない場合とに限りこととしたのであり  
ます。

第三は、船車建築物等の占有者で  
あつて、拾得物の保管能力があると認  
められる特定の法人は、当該船車建築  
物等において物件を拾得した者から物  
件の交付を受けた場合及び当該船車建  
築物等を管守する者が物件を拾得した  
場合においては、その物件を、わざわざ  
警察署長に差し出さないこととし、

所有権を取得してから引き取ることに  
できる期間を二月内と改めるとも  
に、犯罪者の置き去つたと認められる  
物件についても同趣旨の改正を行なつ  
たのであります。また、水難救護法の  
規定により、市町村長の保管する漂流  
物等についても、所有者は、公告また  
は告知後六月以内に限り、市町村長か  
ら引き渡しを受けることができること  
としたのであります。

これを警察署長に届け出て、みずから当該遺失物を保管すべきこととしたのであります。この改正規定は、当該船舶建築物等における保管施設整備の状況等とも十分にらみ合せて、実情に即するよう円滑に実施したいと考えております。

その他、法令の規定により私に所有所持することを禁じた物件の帰属関係の規定、保管物件の廃棄に関する規定等を整備したのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小林武治君) 次に、同じく去る六日、予備審査として付託になりました警察法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました警察法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、警察法及び道路交通取締法についてそれぞれの一部を改正しようとするものであります。現行警察法施行以来三年有半の警察運営の実情と、最近における道路交通の状況、その他の情勢の著しい変化に対応せんとするものであります。警察庁及び北海道における警察組織を合理的に改編整備するとともに、全国的な幹線道路における交通の規制の統一をはかる等、交通警察上必要な措置を講ずることを主要な改正点とし、民主的警察制度のもとにおいて、社会情勢の変化

に即応し、警察事務を能率的に遂行しようとする目的を持つものにはかならないのであります。

次に、本案の主たる内容についてであります。まず、警察法の改正について御説明いたします。

第一点は、警察庁の内部組織の改編であります。最近における交通機関の急激な発達に伴い、交通警察の重要度は倍加するとともに、青少年犯罪増加の傾向に伴う少年警察充実の必要性があることは言うまでもないところであります。各種特別法令の取締り、特に充春防止法の全面施行を目前に控えまして、これらの事務を適切に処理せんがために、今回、警察庁の内部部局を改組し、右に述べた事務をもつばら所掌する一部局として保安局を新設するとともに、各部局の所掌事務についても、これを機会に合理的改編を行い、あわせて、従来の部課制を局課制にしようとするものであります。さらに、中央のこの機構改正を機に、現在画一的部制のとられていた管区警察局についても、中央の機構改正に即応し、必要と認められる関東及び近畿管区警察局には、現行の三部のほか、保安部を新設することとしたのであります。

第二点は、北海道警察の組織についてであります。現在、北海道におきましては、道の区域を五方面に分ち、それぞれ、方面公安委員会及び方面本部を置いておられますが、事務の効率化及び第一線警察官の増強をはかるため、道警察本部の所在地を包括する札幌方面には、方面公安委員会及び方面本部を置かないこととし、道警察本部の直轄としたものとしておりましたのであります。

これを、道内警察官の教養の統一をはかる上から、現在各方面に置かれていた方面警察学校は、これを廃止いたしまして、北海道における警察官の教養は、すべて道警察学校一本で行うことにしたのであります。

第三点は、移動警察に関する規定を整備せんとするものであり、二以上の都道府県の区域にわたる特定の道路では、交通の円滑と危険の防止のため、関係都道府県警察の協議して定めるところにより、その道路における事案について、相互に他の管轄区域にも職権を行使し得ることとしたのであります。

第四点は、道路交通取締法の一部改正に伴い、国家公安委員会の権限に属する事務として、全国的な幹線道路における交通の規制に関するものを加えることとしたのであります。

これが、警察法の改正のおもな内容であります。いずれも、現行制度をより合理的、能率的に運用するためのものであるとともに、現行法制定後の情勢の変化に即応しようというものであつて、警察制度について根本的変革を試みようとするものではないのであります。

次に、道路交通取締法の一部改正についてであります。一級国道、その他の全国的な幹線道路につきましては、各都道府県ごとに諸車の最高速度の制限、その他の交通規制について、全国的見地からする統制が保たれなくては、交通の円滑と安全を期し得ないため、このような道路の交通規制については、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対し、所要の指示を行い得ることとし、交通の円滑を期することとしたのであります。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(小林武治君) 以上、両案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、前回に引き続いて、銃砲刀剣類等所持取締法案を議題に供します。

政府委員より詳細説明を聴取いたします。

○政府委員(中川重治君) 過日、國務大臣から御説明いたしました銃砲刀剣類等所持取締法案の内容につきまして、第一章総則から申し上げさせていただきます。第一章の規定は、この法律の趣旨を規定したものであります。この法律は、銃砲、刀剣類等の有する機能にかんがみ、その所持に關して危害予防に必要なる規則を定めるものである趣旨を明らかにしたものであります。第二章の規定は、「銃砲」及び「刀剣類」の定義を明らかにしたものであります。この規定の内容は現行規定と同じであります。第三章は、その第一項の第一号から第十号までに掲げる場合のほかは、銃砲または刀剣類を所持してはならない旨規定したものであります。しかしして、この規定の内容を現行規定と比較いたしますと、現行規定の規定と比較いたしますと、現行規定の規定と比べて、捕鯨用標識銃等販売業者は、個々に都道府県公安委員会

の許可を要することになっております。ありますが、この法律案によれば、捕鯨用標識銃等販売業者が所定のものを業務のため所持する場合は、許可を要

せずして合法である旨を規定したのであります。なお、文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類を製作する者、捕鯨用標識銃等製造業者、捕鯨用標識銃等販売業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者等の使用人が、業務のために銃砲または刀剣類を所持する場合は、武器製造業者等の使用人の場合と同様に、あらかじめ都道府県公安委員会に届け出ることによつて、これらの者の業務のための所持を認めることとするものと、この種届出の届出先を都道府県公安委員会に統一したのであります。また、現行規定においては、文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者及び捕鯨用標識銃等製造業者の所持については、一般的には、三十日間を限り所持の合法性を規定しておるのであります。この法律案におきましては、この三十日間をこえても業務のための所持については、その合法性を規定いたしましたのであります。

第二章においては、銃砲または刀剣類の所持の許可について、所要の規定を設けたのであります。第四条においては、許可を受けて所持することができ、許可を現行規定よりも広めて、政令で定める試験または研究の用途に供するため必要な銃砲または刀剣類については、国または地方公共団体の職員以外の者でも都道府県公安委員会の許可を受けることにより所持することができるようになりましたのであります。なお、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類、その他の刀剣類で、所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものについては、都道府県公安委員会の許可を受けることによつて

せすして合法である旨を規定したのであります。なお、文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類を製作する者、捕鯨用標識銃等製造業者、捕鯨用標識銃等販売業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者等の使用人が、業務のために銃砲または刀剣類を所持する場合は、武器製造業者等の使用人の場合と同様に、あらかじめ都道府県公安委員会に届け出ることによつて、これらの者の業務のための所持を認めることとするものと、この種届出の届出先を都道府県公安委員会に統一したのであります。また、現行規定においては、文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者及び捕鯨用標識銃等製造業者の所持については、一般的には、三十日間を限り所持の合法性を規定しておるのであります。この法律案におきましては、この三十日間をこえても業務のための所持については、その合法性を規定いたしましたのであります。

第二章においては、銃砲または刀剣類の所持の許可について、所要の規定を設けたのであります。第四条においては、許可を受けて所持することができ、許可を現行規定よりも広めて、政令で定める試験または研究の用途に供するため必要な銃砲または刀剣類については、国または地方公共団体の職員以外の者でも都道府県公安委員会の許可を受けることにより所持することができるようになりましたのであります。なお、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類、その他の刀剣類で、所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものについては、都道府県公安委員会の許可を受けることによつて

所持することができることとしたのであります。また、第四条第二項において、法人に関する場合の取扱について、規定を明示したしたのであります。第五条の規定は、実質的には現行規定の趣旨と同様であります。その趣旨等については、他の法律との均衡をも勘案し、規定の整備をはかったのであります。第六条の規定は、現行規定において認められていないのであります。本邦において開催される銃砲または刀剣類を使用する国際競技に参加するために入国する外国人は、都道府県公安委員会の許可を受けることにより、当該国際競技に用いる銃砲または刀剣類を定められた期間所持できることとしたのであります。従つて、この新設の第六条の規定により、この種国際競技が本邦において円滑に実施されることを期待いたしましたのであります。第七条の規定は、現行規定の内容を整備したものであります。第八条の規定は、許可の失効の規定を設けるとともに、他の規定に伴う整理をいたしましたのであります。第九条の規定は、現行規定と実質上の変更がないのであります。第十条の規定は、国務大臣の提案理由説明で申し述べましたように、許可を受けた者が、暴力沙汰等の場合にこれを乱用することのある実情にかんがみ、所持の態様について必要な規制を定めたものであります。第十一条の規定は、現行規定の内容に加えて、仮留置に関する法律関係について、危害予防上の目的を達成できる限度において、できるだけ関係者の権利保護を考慮して、必要な規定を設けたものであります。第十二条及び第十三条の規定は、現行規定の内容と実質的

には変更がないのであります。第三章について説明いたします。登録の本旨は、現行規定に変更を加えないのであります。この法律第二条との関係において火なわ式銃砲の文字を用いることとしたのであります。なお、第十四条第三項の規定において、その職務の性質にかんがみ、現行規定の刀剣審査委員の名称を、この法律案では、登録審査委員の名称に改めたのであります。第十五条は、現行の規定の内容に従つたのであります。第十六条においては、その第二号に、輸出に伴う措置を考慮した規定を設けたのであります。第十七条及び第十八条の規定は、現行の規定の内容を整備したのにすぎないのであります。第十九条の規定については、この文化財保護委員会の事務が、地方においては、ことごとく都道府県の教育委員会で行われている実情に即して規定を整備したのであります。第二十条の規定は、現行規定と内容が異なるのであります。第二十一条の規定は、さきに第十条の規定について申し述べた趣旨と同一であります。

銃砲または刀剣類が所持されている場合について没取できる旨の現行規定に對し、かかる場合における危害予防の目的を達成するに必要な限度において、善意の所有者保護及び財産権保護の趣旨をできるだけ生かして、規定を整備いたしましたのであります。第二十八条から第三十条までの規定は、現行規定と趣旨を同じくするものであります。第五章前則の規定は、以上申し述べました規定に伴い、所要の前則整備を行つたものであります。

最後に、付則の規定について説明いたします。その第一項は、この法律案は、幸いに御賛成を得て成立の暁は、本年四月一日から施行しようとするものであります。その趣旨とするところは、本年五月には、わが国において第三回アジア競技大会が開催される運びになつて、この法律の趣旨の普及に必要な期間をも考慮して規定したものであります。付則第二項は、国務大臣から説明いたしましたように、この法律施行とともに銃砲刀剣類等所持取締令を廃止しようとするものであります。付則第三項以下は、この法律施行に伴う必要な経過措置と関係法令の一部改正規定を定めたものであります。

以上が、過日国務大臣から説明いたしました銃砲刀剣類等所持取締法案の内容について、条章を追つての説明であります。

○委員長(小林武治君) これより本案の質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○大沢雄一君 暴力団等による銃砲刀剣の内容を規制する趣旨から、この現在取締令を全面改正して、法案を提案した理由はよくわかつたので、ごさいますが、私がお尋ねいたしたいと思ふのは、おそろく、これは私の想像でございしますが、暴力団等によつて犯罪の用に供せられる銃砲刀剣は、おそろく、これは所持の許可を受けた登録をしたりしているものではないのでないか、非合法に所持されておられるのが大部分ではないか、従つて、その所持の態様を規制するといふだけでは、おそろく困難ではないかという感じを持つわけでありませう。従来犯罪に、あるいは自殺等に使用されておりました銃砲刀剣の件数、そのうち、非合法のものとは合法な所持のものとの割合はどのくらいになっておるか、それをまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(中川重治君) ただいま大沢委員の御指摘のごとく、この法律をもぐつて、すなわち、顕在化しない銃砲刀剣類で犯罪を行つ、それから、この法律によつて顕在化したものによつて殺人傷害等の犯罪を行つ、この両者がともに存在するのであります。そうして最近のいろいろの暴力団の事件等におきましては、もぐつたものを使つておけるものもあるものでありますけれども、許可なしで登録を受けて、それらといったものを用いて、そのいわゆる張り争いの出入りのときにこいつを持つて歩く、こつたやうな事例も少なくないのであります。そこで登録なしは許可されたものと、それから全然さういふ手續を経ないで、いわゆるもぐつて持つて、そのところの関係でございしますが、その関係は数字を正確に……今、統計として、もぐつたやつが明確でありませんで、正確に申し上げかねるのでありますけれども、大体、私も地方における状況等を勘案いたしますと、おおよそ半分はもぐつたやつ、残りの半分は大体顕在化したやつ、こつたやうな関係が見受けられるのであります。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○大沢雄一君 もぐつたものと、そうでない、所持の許可等を得て顕在しておられるもの、それが半々といふことであるが、暴力団等が銃砲刀剣を所持して持つて、これが合法である、合法に所持しておつたといふことは、許可等が慎重にやられておれば、さういふことはおそろく起らないのじやないかと思ひますが、どういふ形で合法的に暴力団等が銃砲刀剣のようなるものを持つておられるのですか、その点ちよつと。

○政府委員(中川重治君) 行政機関、ことに都道府県公安委員会という行政機関がこの場合やるのであります。いろいろ許可を受ける者の状況等も調べらるるのでありますけれども、これは、憲法のとの関係から来るわけでもございしますが、法令の欠格要件がないと、許可しなければならぬ、許可の場合について申し上げます、お渡ししました印刷物の三十五ページでございしますが、現行法令では、現行取締令の第四条の各号に掲げる要件、各号の一にかかるといふのであれは許可しない、それに該当しない場合は許可しなければならぬ、

せんので、正確に申し上げかねるのでありますけれども、大体、私も地方における状況等を勘案いたしますと、おおよそ半分はもぐつたやつ、残りの半分は大体顕在化したやつ、こつたやうな関係が見受けられるのであります。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕

こう解せざるを得ないのであります。改正法におきましても——上の欄でございしますが、第五条各号に掲げられるものであれば許可してはならない、これ以外のものは許可せざるを得ない、これに該当しないのだけれども、どうもおかしいという意味で許可を渋るといふことは、今日の行政機関の行政行為としては、そういうことは許されぬ、こゝろ理解いたされまゝです。たとへば、精神病者、麻薬もしくは大麻の中毒者でもない、その他の、十四才を越えてゐる、住居も定まつてゐる、過去に許可の取り消しを受けたことがない、こゝろいうことでありますならば、許可を与えねばならぬ、こゝろいう法律——行政機関の恣意に基づく作用を防止する、こゝろいう法律体系から、許可したときはいづれにも該当しなかつたが、その後、暴力団の出入りに用いるといふ場合があり得るのであります。しかしながら、許可に該当する場合であれば、そゝろいたしまして、五条という条文がありますので、これを一々検討いたしますので、五条の各号に該当するものであれば、許可しないことはもちろんできるのであります。登録につきましては、その刀剣が文化的価値があるものである、骨董的価値があると認められる限りにおいては、対人許可と申しますか、だれが持つておるとか何とかいうことを問題にすることは不可能である。その刀剣が、文化的価値または骨董的価値があるものである限りは、持つ者がだれであらうとも、登録をせよならぬ、こゝろいう法律の建前でありますので、その法律の建前は、そゝろいう文化財といふものを、登録によつて合法化しよう、こゝろいう趣

旨全体からやつて参りますので、その対人許可をするといふことは不適当な措置である、こゝろいう法律体系にならざるを得ませんので、そゝろいう刀剣といふものは、文化的価値があるようなものについて、持つておるものが、たまたま暴力団等によつて出入りに用いられる、こゝろいうことがあり得る現状でありましたので、登録あるいは許可という行政機関の作用については、自由なる恣意に基づく所持を許すといふことにはいたしません。この行政処分ないし登録をいたしましたものについて、所持の態様について規定する方が、今日の権利義務の關係ないしは關係者の権利の保護と公共の福祉を調和するに於いて、最も相応な考え、また相応な規定でなからうかと考えましたので、そゝろいう建前をとつたのであります。

○大沢雄一君 そゝろいたしますと、正当防衛も認められておる今日、自分の護身のために銃砲刀剣を、相当のまじめな、りつぱな、社会的地位にある人格を持つておる者が、護身に銃砲刀剣を持つておることは、許されてもよいように思いますが、それは許されておるのですか。

○政府委員(中川董治君) お答えいたします。

銃砲刀剣類を許可によつて持つておる点につきましては、護身用という目的のみをもつてこれを許可するといふ道はないのであります。従いまして、銃砲等について、これが狩猟用である、これが人命救助用である、これが建設業に必要なものである、これが漁業に必要なものである、こゝろいう銃砲等について許可の道があるのであります。

す。ところが、そゝろいう許可したもののついて、それを使用する段になりますと、社会通念上、お互い共同生活を営むに於いて相当な理由がある、そゝろいう刀剣等について、人に傷を加えるといふことでなしに、うちで持つておつて、愛玩するとも、必要な場合においては正当防衛等に用いるといふことは、もちろん許された行為でありますので、銃砲刀剣について許可を得る道としては、単に護身用という点については許可の道がないのであります。これを使用する面につきましては、護身用という道はもちろん開かれるのであります。ことに、登録刀剣については、相当その立場がはっきりするのであります。登録は、そゝろいう目的といふものが明確に限定いたさないのであります。その刀剣が文化的価値ないしは骨董的価値があるものならば、目的のいかんにかかわらず、登録が認められるのであります。登録が認められた刀剣については、これを使用するといふ点につきましては、改正法律案におきましては、いろいろ社会的に許されるような目的に用いる場合は、これは禁じておるのでありますけれども、護身用の場合に、うちで持つておる、こゝろいう社会的に許されるような所持については、法律はもちろん、これを禁じない、もちろんこれを認めると、こゝろいう立場をとつておるのであります。

○大沢雄一君 暴力団等で違法に用いるおそれのあることが社会的に認められたらうなものであつても、欠格事項がなければ、その所持を認めなければならぬといふ法律の規定の解釈になる

にかかわらず、善良な者が、どうも護身といふことだけでは所持ができないといふことであつたら、いささかどうも、何といふか、法律の規定が完全でないように私は思ふのであります。その点については、私は今後の研究課題として検討していただきたいと思ふ。

實際上の問題として、自分のことをあけて恐縮でございますが、某團體の軍事委員会等が、非常に人を殺傷したり、いろいろなことをいたした時代があるものであります。そゝろいう際に、護身用の銃砲刀剣が許されぬといふことで非常に不安を感じた。もとより警察官からその際に警護を受けるといふ処置は願つたのでありますけれども、しかし、警護といふことは、やはりこれは特定の場所、特定の時期に限られますので、非常にどうかといふことを實際に感じたわけでありました。そこで、まあそゝろいう實情を、暴力団等の銃砲刀剣の所持と関連して申し上げたわけでありまして、この点は少し何かどうもしっくりしないところがあつた。わゆるやみで、頭を打たない銃砲刀剣、こゝろいうものの経路等をよく調べて、おそれなく、あるいは外国からとか、流れてきてゐるものが多いのじゃないかと思ひますが、これを犯罪とか自殺とかの際に、単に犯罪や自殺の処理だけでなく、これをつきとめて、その源をふさぐといふことが、私はこれは非常に必要ではないかと思ふのであります。この違法に所持されておつた、さつきお話しになつた、頭を打たない銃砲刀剣等で、その経路は大体どういふふうなことになるか、手に入

ておるのか、そゝろいうことについて何かお調べになつたものがあつたら一つ。

○政府委員(中川董治君) まず、大沢委員の前段について、私の説明が不完全のための誤解だと思ひますので、説明をもう少し正確に申し上げたいと思ひます。旧法時代と申しますか、明治時代、大正の初年時代ないしは昭和の初めにおきましては、旧法の時代でありましたので、個々について治安警察法とかあるいは行政執行法等によつて取り上げる、こゝろいう規定があつたのであります。ところが、日本国憲法が施行になりました。これは都道府県公安委員会に限りませんが、いやくも、行政機関が行政行為をするに際して、そゝろいう恣意に陥りやすいやうな行政処分をいたさぬといふ建前を貫いたのであります。そこで行政処分、すなわち、許可をするといふ場合におきましては、欠格要件を明確にいたしました。こゝろいう法律体系になつたのであります。そゝろいう結果、欠格要件に当てはまらない者が持つて、それが不当に使用する、こゝろいうケースが出て参りましたので、今後は、その行政機関の行政処分の恣意に陥るやうなことをまたもとへ戻すといふやうなことはやらないこととし、その精神に沿うことは大原則としながら、しかも、その使用の段階において、健全なる社会常識に基づく規制を正確に行ふことによつて、危害の予防の目的を達成しよう、こゝろいう法律の建前をとることが、公共の福祉に沿うゆゑんでもあり、しかも、なおかつ、行政処分が恣意に陥

るということを防ぐ、両者の目的を達  
することが出来る。もって関係者の権  
利の保護と、それから公共の一般危害  
の立場の保護という両目的が達成でき  
ると考えてこの体系にいたしたの  
でありますので、その点は、大沢委員  
が御心配になられる点は、行政処分  
の、欠格要件に認定するかどうかとい  
うことを発見する行政行為と、それか  
ら、その使用が正当であるかどうかと  
いうことを認定する行為との両者に  
よって目的が達成することが出来るの  
ではなからうかと思っております。

さらに、許可以外に登録という制度が  
ありますので、おむね刀剣は登録で  
ございまして、登録というものは、文  
化的価値があり、あるいは骨董的価値  
のあるものにつきましてはどしどし登  
録ができる。どしどし登録ができて、  
非常に貴重な言葉を用いれば、だれ  
でも登録はできる。だれでも登録はで  
きるけれども、登録のできたものを護  
身用を持つのはよろしい。それから、  
それを鑑賞する場合には、これはもち  
ろんけんこうである。これを、だれか  
が襲いかかってきたときに正当防衛に  
用いることはけんこうである。そうい  
う社会的に許された、たとえ居合  
術の練習に用いるのはもちろんけん  
こうである。博物館に陳列するのも、そ  
ういう意味合いではけんこうである。  
ところが、市上騒然としているときに  
なり入り込みこれを持つのは不法であ  
る。そういう目的で何するの、両者  
の目的を達成するのであり、それはま  
た両者の目的を達成する最も合理的な  
方法ではなからうかと考えた結果で  
ございまして、御心配の点は、その  
点はだんだんと解消せられるであらう

と、こういふふうにご考慮のでありま  
す。

御質問の後段の点でございますが、  
顕在化した銃砲刀剣について右のよう  
に正確な規制をするのはいいけれど  
も、顕在化しないのは大へん危いじや  
ないか、顕在化しないものについて、  
やはりそこに原因があるのではなから  
うか、その原因のもとをつくつというこ  
とが一番手つとり早い方法ではなから  
うか、こういふ御意見であります。ま  
ことにどうもございまして、私も  
もさように考えておりました。顕在  
化しないようなものがだんだん流れ込  
んでくる、どこかあるということの  
もとをつくつというところを、常に検討を  
加えておるのであります。銃砲刀剣に  
ついてこれを申しますれば、大体も  
は日本国の、従前、軍用その他に用い  
ておつたものが、この法令によつて顕  
在化しないでもぐり込んで、それがや  
みからやみに流れたというのが大部分  
であります。それから第二点において  
は、数においては比較的少いのであり  
ますが、もとは進駐軍、最近では日米安  
全保障条約に基づく駐留軍でございます  
が、駐留軍が持つておるものが、合法  
的に持たれておるものももちろんい  
い面が一部に存在してありますが、  
この後者につきましては数は少ないの  
であります。しかし、危害予防には  
重要なことであるので、取締り官  
憲をいたしましては、私も警察の力  
をそういう方面に集中するはもとより  
であります。それ以外に、外国官憲  
諸機関、たとえば向うの駐留軍の捜査  
機関等も大へん協力していただきまし  
て、その関係において、兵隊等が違法

に流すということを防遏するといふ点  
につきましては、関係諸国の捜査機関と  
なして、そういう面を努力いたしてお  
りますので、そういうもぐつた面がだ  
んだん少なくなつていくという点は確か  
に言えるのであります。ところが、日  
本におきましては従来、日本の軍人等  
が持つておつたものについて、やみに  
流れたものがだんだん顕在化してい  
つて今日に至つておるのであります。ま  
まだ顕在化し残りというものが若干ご  
ざいまして、こういう点につきましては、  
この法律案では二十三条の規定  
でございますが、いろいろもぐつたも  
のをますますもぐらすのは、取締りの  
方法として下手でありますので、改正  
法律案の二十三条に届出の制度を認め  
まして、従来もぐつておつたものを発  
見したというのについては、どしどし  
顕在化さして、ますますもぐつ  
ていくといふことのないようにいたす  
とともに、他面、取締りというものは、  
関係の捜査機関を動員いたしまし  
て、そのせんざくに努めて、これも相  
当成績を上げておりますので、だんだ  
んこういふもぐつたものが顕在化し、  
及び検査されていくということになる  
と思つたので、こういふ銃砲刀剣等  
の危険物による被害が、国民の脅威か  
らだんだん少なくなつていくといふこと  
になつておるのが現状でございます。

○大沢委員 護身用の問題でござい  
ますが、刀剣については確かに今あな  
たの御説明のように、登録という制度  
が文化財というふうなものについては  
認められておりますから、これは相  
当なものを求めて、そして登録を受け  
て、それが万一の場合に護身用にもな

るといふことは言い得るのです。しか  
し、私の考えておるのは銃砲なんです  
ね。ことに拳銃なんです。このことは、  
先ほど申し上げました某軍事委員会  
は拳銃を持つてやることが多い。拳銃  
を探している。それが一定数になれば  
襲つてくるという情報もある。ところ  
が拳銃は今のうちに文化財として登録  
を受けるということは実際できない。  
私の言ふのは、その刀剣よりもむしろ  
拳銃である。これを相当な制限のもと  
でけんこうでございまして、けんこう  
が、正当防衛が認められる今日に  
おいて相当じゃなからうかということ  
を私は言いたいので、刀剣の方だけ  
は、今あなたのおっしゃる通りだと思  
う。しかし、その点を少し考えてもら  
いたい。

それから、これに関連するのです  
が、先般社会的に問題になつた天城山  
心中ですね、ああいうごく若い、二十  
才前後の者が拳銃等を所持しておつた  
といふことなんです。ああいうふう  
な事件のあつた場合、犯罪の処理はす  
なげけれども、その銃砲がどうして入  
つたか、それについての関係者の責任を  
追及して、源をふさぐといふようなこ  
ともやられると思つたのですが、たとえ  
ば、あの場合なんかにおいての持つて  
おつた拳銃の関係は、どういふふう  
に処理されておりますか。

○政府委員(中川董治君) 前段の拳銃  
につきましては、拳銃を個々に持つて  
いるといふものを摘発するといふこと  
によつてやる方がいいのじゃないか。  
護身用という点においてやるというこ  
とになると、またこれによつて争いが  
起るといふ点がありますので、その点

は制圧的な制限を作つていくというよ  
うな考え方の方がいいのじゃない  
かと私もは考えているのでありま  
す。

それから、拳銃の行方を追及すると  
いふ点はごもつともありますので、  
たとえば、自殺が起りましたときに、  
たつた源をたいていく、あの天城山  
の場合も、その点を追及し、努力した  
のであります。最後までつき得ないも  
のがあります。最後までつき得なかつ  
たといふ場合がございまして、もち  
ろん、こういふ場合も、その出所を調  
べるよう努力して参りたいと思つて  
おります。

○加瀬亮君 第二条ですか、銃砲、刀  
剣の定義がございまして、銃砲は  
おいて、刀剣の方は、「刃渡十五セン  
チメートル以上の」云々とあります。  
そうすると二十二条に「あいくち類  
の刃物携帯の禁止」といふのがあり  
ます。そうすると、これは刃渡りのい  
かんにかかわらず、結局、あいくち類  
以上上の刃物を携帯することは当然禁  
止されると、こういふことになりま  
す。

○政府委員(中川董治君) 二条の長さ  
の制限は、現行法もそうですが、な  
ななまでで終るわけでございます。な  
ぎなたまでにつきましては長さの制限  
があるわけですが、あいくちについて  
は長さの制限がないのであります。で、  
社会通念上あいくちと認められますも  
のにつきましては、刀剣の概念に入  
る。こういふことに相なるのであり  
ます。こういふ関係を盛り込みまして、  
その類似の刃物につきまして、二十二  
条の関係でございますが、あいくち

類似しているようなものにつきましては、殺傷の危険がありますので、所持については制限しないけれども、携帯については制限する、こういう趣旨でございまして、この点は現行法でもそういうことは同様でございまして。

○加瀬完君 そりすると、結局、携帯の態様というものについては、長さのいかにかわからず、あいくち類似以上のものであれば、これは取締りの対象になる、こういうことになりませんか。

○政府委員(中川重治君) その通りでございまして。

○加瀬完君 そりいたしますと、結局、御説明にもありましたように、所持の態様ということが問題になるわけでございますが、所持の態様について、四條なり六條なりにいろいろな許可の条件が出てくるわけでございますが、祭礼等の年中行事の刀剣類及び「一般の風俗慣習上やむを得ない」と認められるもの」所持ですね。この「一般の風俗慣習上やむを得ない」というものは、大工とかあるいはかご屋さんとか、こういう職業の者が、当然職業上使用するためのあいくちに類似したような道具ですね、こういうものでも、やはり公安委員会の許可を得なければならぬということになるのですか。

○政府委員(中川重治君) お説のごときものは、公安委員会の許可の対象外でございまして。

○加瀬完君 わかりました。その所持の態様についての正当な理由というのがございまして、で、この正当な理由について、確かにこれは銃砲刀剣の所持による暴力行為の禁止といいますが、その防衛といいますが、こういう点からは非常にいいと思いますが、先

ほどの御説明にもありましたように、刀剣などを文化的な立場で、あるいは鑑賞的な立場で所持する者たちの自由といえますか、権利といえますか、こういうものは、どういふように保護されているのですか。

○政府委員(中川重治君) この点は、所持する者につきましては、原則としての自由でございまして、公共の福祉ことに第一条の目的のらち外に出ない限りにおきましては自由であります。ところが、その自由の限度を、業務の場合、その他社会通念上正当だと認められる場合においては、そういう所持の方法は合法である。暴力団がなりだみに行くようなときの所持の場合には非法である。こういう社会通念上の言葉を用いて規制する方が、最も実情に合致すると思えて、こういう条文に相なっております。

○加瀬完君 それはわかりませんが、結局、正当な理由というものは、たとえば、刀剣類を携帯し、または運搬しておる鑑賞者、または刀剣の文化財としての愛好者が、そういう場合、その携帯なり運搬なりが正当な理由であるかどうかということ、客観的にこの条文の中にははつきりとして出たおらないわけですね。それを判定するのは警察官ということになりませんか。

○政府委員(中川重治君) 条文の中に明確にいたしますと、どういたしましても狭くなりますので、社会通念上許されるというのを見て、それを保護していく、それをこえたものを禁止する、こういう立場をとったのであります。その判定は、客観的にこれを判定すべきものだと思えます。実際問題としては、警察官も客観的な判断に基

きまして判断いたしますけれども、だんだん行きますと、最後には裁判所と、こういうことになろうと思えます。

○加瀬完君 一々最後には裁判所まで持ち出されては、これは持ち歩きもできないわけでは、これは、行政指導上、あなたの方としては、それがたにかく暴力行為に使われるということ、が万ないことがはつきりしておいて、しかもはつきりとして、身分関係からいっても、刀剣の愛好者としての扱いをしておるのだ、あるいは鑑賞者としての扱いは、どういふような取扱いをするか、その点の行政指導の要点というものをどのように考えておられますか。

○政府委員(中川重治君) 大体、鑑賞とか運搬とかいう場合においては全くよろしい、こういうように運用をいたしたいと思っております。

○加瀬完君 公安委員会が、そういう文化財的な愛好者としての取扱いをする所持者については、身分証明書か何かを出して、その身分証明書があれば、これは正当な理由があるかないかということをしつこく聞くようなことではないというより、便宜的な扱いをするというお考えは、どういふのですか。

○政府委員(中川重治君) 多くの場合、大体会法でございまして、身分証明書まで出すと、かえって御迷惑をかけるかと思えますので、ただ刀剣が登録刀剣たる旨の登録証は携帯をしていただくべきけれども、それ以外の点につきましては、大へん不当な目的だと客観的に認められる場合だけを制限する考えでございまして。

○加瀬完君 具体的にどういふ取扱いをなさるつもりですか。

○政府委員(中川重治君) 登録証明書を持っておれば大体会法である。ところが、大体周囲の情勢から見て、おどしに行く、こういうような目的が推知できる場合だけを制限する考えでございまして。

○加瀬完君 そりすると、二十四条に、警察官は、「登録証の提示を求めることができる。」と、二項にありませぬ。そりするとその登録証を見せれば、それが正しい登録証であって、身分が保証されるという限りにおいて、それ以上のことは聞かないと、こういうことになりませんか。

○政府委員(中川重治君) おおむねそういうことになろうと思えますが、登録証を持っておつても、大体暴力団の出入りというような状況がある場合に、おきましては、違法な場合もあろうと思えますけれども、おおむね登録証を持つておれば大体よろしい、ただし、そのような状態で、どこかへなぐり込みに行きそらだという状況がある場合に限り二十一条の規定が働くと、思っております。

○加瀬完君 これは常識上から考えても、なぐり込みが起りそらだということでありまして、登録証があろうが、刀を持ってろつていっているというのは非常識だと思つて、それは論外だと思つて、普通そういう客観的な状態がないという場合に、登録証を持参をして、そりして文化財としての所有の目的のよう取り運びをしているというときには、登録証だけ見せればそれでいいというように、ことに解していいわけですね。

○政府委員(中川重治君) 多くの場合その通りでございまして。

○加瀬完君 今までの取扱いは、私どもが関係者に伺いますと、登録証を見せても、箱をあけるとか、抜いてみろとか、中には、貴重な文化財をコンクリートの上に落されて刃こぼれをした、あるいは非常な損害を与えられたという事例もないわけではありませぬ。今度さらに、警察官は、登録証の提示を求めることができる、こういうことが一そりはつきりいたしますと、登録証の提示がさらに今度、何といひますか、刀剣そのものの提示を要求されるということになつてくるのじゃないか。そりなつてくると、何か刀剣を持つておるといふことが犯罪者のような取扱いを受けるということ、非常に心配をしておる向きがあるのですから、こういう点をこの際はつきりしたいと思つておると思つておる。

○政府委員(中川重治君) その点を御心配される向きは、この法律の前身が、禁止令時代がありまして、その禁止令時代におきましては、相当きつく取扱いをされた関係がありますので、そりして関係が相当頭に残つておるといふことの御懸念だらうと思つておる。ところが、これは日本の国情に合ふように二十五年に改正して、その後もしばしば改正して参りましたので、その御心配がなくなつた。ことに、今回の場合におきましては、多くの場合合法ですけれども、暴力団のなぐり込みのような場合はこの所持を規制しようという趣旨でございまして、大体御心配の点はあるまいと思つておる。

○加瀬完君 くだいようですが、確認したいと思つておるが、十條一項に「正

当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない」とありませすけれども、登録証を持つておるものは当然、正当な理由があるというお取扱いをいたされる。それから、二十四条に、警察官は「登録証の提示を求めることができ」とありますが、この登録証を提示すれば、客観状態が非常に不測な事態が予想されるということでない限りは、登録証を見せただけで、あといろいろそれ以上の警察官の尋問なり、それから刀剣類の提示などという行き過ぎたことをされることはいない、こう了承してよろしいのですか。

○政府委員(中川重治君) その通りでございます。

○西郷吉之助君 第六条に、国際競技で外国人が拳銃を持てるというふうに規定しておりますが、この前、これに関連して新聞に出ておったのですが、外国人はもろろん従来のあれではできない、これで改正されましたけれども、国際競技でなく、国内競技でも、現在には正式の拳銃で空砲が撃てない。そのために非常に子供じみた紙の楯でそれをやっておるような現状です。そのために、音が小さいために、競技上不便を来す。国際競技のことなんか考へると、日本の国内の規定は、そういうことを許されていないために、国際競技に限らず、国内競技でも正式の拳銃をもって空砲を使えないために、事実上非常に競技関係者には不便を来たしておる。新聞によると、警察当局はずいぶん体協の関係者と協議したのですが、現行法ではいかんともしがたいということが毎日新聞でしたが、この前見ましたが、そういうことは、

今回の法案の趣旨によれば、当然客観的に見て正当なものであるから、それは正式の拳銃を使い、空砲が撃てるようになってしかるべきだと思ひますが、それは改正されておりますか、どうなんでしょうか。

○政府委員(中川重治君) 西郷委員のお話の点は、おおむね、この法律の規制しておりますのは、弾丸発射の機能を有するものだけを規制しておりますので、弾丸発射の機能を有しないものは全く規制の対象外でございます。

○西郷吉之助君 そうすると、この前新聞が報道したようなことは誤りであつて、空砲を撃つ場合はどういふ規制外だということですか。

○政府委員(中川重治君) 空砲だけで、弾丸発射の機能が全然ないものは規制の対象外であります。その空砲を撃つ場合、弾丸発射の機能を有するものについては、その規制の対象になると思ひます。ただし、やむを得ない場合におきましては、この法律の三条の二号等によつて解決される面もあると思ひます。

○西郷吉之助君 今、部長はそういう説明をされるが、そういう今の趣旨でいくならば、日本の国内競技でも正式の拳銃を使って、実弾が入つていない、もちろん競技に使うので実弾が入つていない。空砲を撃つていなければならないわけですが、ところが、実際にはそうなつていない。よつて競技者は非常に困つておるという新聞の趣旨ですが、今のお話では、ああいう記事が出るわけでもない。体協関係者があんなに警察に陳情に行く必要もないわけですか。空砲で競技に使うわけですか。しかも、撃

つ者はしろりとではなく、体協のれつとした審判員だから、自由に使えるわけですが、現在それが自由になつていない。それはどういふわけですか。

○政府委員(中川重治君) 体協関係者とよく話し合つてみたいと思ひますが、結局、弾丸発射の機能がなければ、この前新聞に出たようなことになると思ひますが、弾丸発射の機能を有するものでも、やむを得ない場合におきましては、第三条の二号によつて解決したいと思ひます。

○西郷吉之助君 部長、これは私スポーツマンですから、非常に常識上おかしと思つたのです。それで小林委員長にもすぐそのことを尋ねたら、いや、改正されるということを聞きまして、警察当局には質問しなかつたのですが、この法案見ると、外国人の場合にはれつとした法文があるけれども、これは国際競技に限つたことでも、国内競技に關係した法文がない。そうすると今の部長の説明もどうもはつきりしない、あなた自身も従つて、現在の警察は、国内競技に、あなた説明だと、弾丸を発射するといふけれども、正式の拳銃を使えば、空砲でなく実弾をこめれば、正式の拳銃だから弾丸が発射できる。それをあなた今の考えを警察が持つておるために、空砲を使う場合も、正式のピストルならば、実弾をこめれば——これは実弾をこめて撃つことできる。あなた説明だと、正式のピストルは使えないといふことになる。それはいかぬじゃないか。正式の国際競技でなくとも、レベルが国際的になつていゝ日本の陸上競技会に、しかも競技会の役員が、だれが見ても、客観的に見てこれ

は間違いないという体協の役員が使うのに、あなたの説明だと、正式のピストルは使えないのです。空砲でも使えない、新聞によると、仕方がないから、警察が許さぬものだから、やむを得ず、その場合には警察官を帯同して、その警察官の拳銃を借りて撃つ以外にないだろうというところが出ておつて、それでは新しい警察精神に反するんじゃないか。そういう、競技上使うといふことは間違いない、だれが見ても、それは警察の解釈が非常にかたいたために、非常な不便を国際競技にも日本競技にも来たしている。今ここで説明しても、あなたの説明は、御自身、やつぱり正式のピストルは使えないといふことですね、今の御説明は、それはあまりに非常識じゃないか。国内競技であつても、そういう場合は堂々と正式のピストルを外国ではみな使つてゐる。それをおもちやみたいなピストルで楯砲を使わなければ審判がピストルを撃てないといふことは、現代としては非常に非常識じゃないか。今拳銃なんかを取り締まる必要は、けつこうだけれども、取り締まる必要のないものまでも、法文にそういうことではないからといつて許さないといふのは、依然たる古い考えの警察官だといふふうに言われてもやむを得ない。今の説明だと使えませんが、あなたの説明だと、積極的に、そういう苦しい答弁をしないでも、国内競技でも堂々と使えるようになせしない。

○政府委員(中川重治君) 西郷委員がおつしやいますように、空砲も撃てるけれども実弾も撃てるという点は、確かに西郷委員の御指摘の通りでございます。ところが、すべての競技場にピ

ストルが出てくると危険でございますので、その点は一ツ御了承いただきましたのでございますが、ただし、体協等で、国の機関できちんとやつておる場合につきましては、危険はそれ認められないと思ひますが、そういう点につきましては、弾丸発射機能を有するものにつきましては、第三条二号で可能な点が出てくると思ひます。

○西郷吉之助君 長官に伺いますが、今私が質問したようなことがありまして、非常に不便を来たしておるので、警察庁長官として、全国の警察に、国内競技でもそういう不便を来たしておるのだから、また、現在不便を来たしておるのだから、そういう不便を一掃するようには、正式にきめてもらいたいと思ひます。これはやつぱりスポーツの向上の上から、そういう不便があつてはいかぬと思ひます。はつきり長官に言つておきます。

○政府委員(石井榮三君) お説まことに、ごもつとも感じますので、現実に即しまして十分不便を感じることのないように、適当に善処して参りたいと考えております。

○加瀬完君 西郷さんの問題の関連ですが、そうすると、国際競技では今度の改正によつて、改正されれば当然ピストルは使えるわけですね。そうすると、それに準じて国内での大きな競技会にはピストルを使つてもいいと、使わせるようにこれから行政的な措置をすれば、こういうことですね。

○政府委員(中川重治君) 西郷先生の説明は、おつしやいましたのは、この競技をするに、やつぱりやむを得ず信号等の場合に使うといふ場合については、長官の申した通りなのであります。あとの日

本の国内競技につきましては、合法的に持っているものの競技はできる、合法的に持っているものの競技はできない、こういうこととごまかします。

○加瀬完君 今、西郷委員の質問は、一体、第六条で国際競技には使えることになったとしても、国内競技に同じようなスターター用のピストルが使えなければ、これは国際水準に競技そのものが上っているのに困るのではないかと、こういうような御質問であったと思っております。それで長官は、スターター用は、西郷委員の御趣旨に沿うように善処されると、こういう御答弁に私は承わった。ですから、当然国内競技であっても、これは陸連等の正式な競技であれば、これは正規のピストルがスターター用として使用できる、將來そうなるかと解釈したのですが、そうではないのですか。

○政府委員(中川董治君) スターター用として用いていることはお説の通りでありまして、私の申し上げたのは、スターター用ではない場合は、一般の場合と同じだということなんです。

○鈴木壽君 ちよつとはつきりしませんが、第六条の、国際競技に参加するために来る外人が持つて競技に出る場合は、やはり競技用の拳銃とか、射撃とか何か一―刀剣類であるかどうか、私にはわかりませんが、いずれ射撃とか、そういうもののために使用するための銃砲と同じだと思つておられます。西郷先生のおっしゃるのには、これはいわゆる号砲と同じだと思つておられます。今、法の規定からいいますと、号砲用のものは、いかなる国際競技であろうとも、日本においての競技であろうとも、それは使えない、こういう建前になつておられると思

うのですよ。そこで、西郷先生は、それじゃおかしくないか。さらにまた、国内だけの競技であつても、正式のいろいろな陸連等で運営されるものであつたら、使わさしたらいのじやないか、こういうことだと思つておられます。ですから問題なのは、号砲用のピストルであつて、その限りにおいては話をしていなく、国際競技の場合には号砲用のものは使えない、ただし国内のそれは使えぬ、こういうことになつてくる。この法の建前からいって、私は変なものになるのじやないか、こういうふうに思つておられます。どうですか。

○政府委員(中川董治君) 全くその通りでございます。西郷先生の御指摘の点はその競技にピストルを用いる問題にあらずして、スターター用という信号するということの意味において用いる場合の論議でございます。それは国際競技とか国内競技に関係ないことです。そういう点につきましては、やたらにすべての場合において用いるということとは、傷害上の問題があるけれども、きちつとしたもので、きちつと用いるのは傷害が少いと認められるので、そういう点は、長官が申された通りであります。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記をつけ

○鈴木壽君 こまかいところで……三ページの今の適用するかしらないかという話があつた「公衆の観覧に供するため所持する場合」、これは上の方か

らざつとかかかつてくるのですか。国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に……。○政府委員(中川董治君) そりです。○鈴木壽君 一般の人たちが、たとえば美術品というふうな刀剣を持つておるような人たちが、公衆の観覧の用に供するために所持するといふようなことは、これはどうなんですか。○政府委員(中川董治君) それは、一般のものにつきましては、三号、四号等によつて持てる者が使用するの点につきましては、第十条、第二十一条の制限しかございせんので、そういう公衆の観覧に供するような場合は、おむね正当な理由である、こり解するのではありません。

○鈴木壽君 それから許可と登録の問題ですが、これは登録すれば、許可を取つてやつたものと同様にいいわけですね。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。

○鈴木壽君 そこで登録の場合は、これはまあ美術品として――火なわ式銃砲のことは抜きにしまして、刀剣の場合、美術品として登録することができるといふわけですね。その場合に「登録審査委員の鑑定に基いてしなればならぬ」と、こりありますね。鑑定した結果、いわゆる美術品としての適格性が無いといふ場合もあり得ますね。この適格でないといふふうに認められたものも所持ですね、これはどうですか。

○政府委員(中川董治君) 現行法は全く非合法に相なつておるのでありますが、今回の改正では、四条後段で許可ができる場合があり得るのであります。

○鈴木壽君 あり得る場合があるといふことは、四条の後段で、「一般の風俗慣習上やむを得ないと認められる」、それに該当すると、こりいうことですか。○政府委員(中川董治君) その通りでございます。

○鈴木壽君 この場合の、一般の風俗慣習上やむを得ないとする場合とは、いわゆる祭礼等に用いる何かこり刀を使つて舞をやつたり何かするよりに使う場合があるんですね。こりいうこと、いわゆる昔からの一つの日本のまゝあ儀式、こりいう場合のそれに限られるといふふうにこの四条では見られませうけれども、これはそのまま、今あなたのおっしゃつたよりにそれを適用していいのですか。

○政府委員(中川董治君) 全く無制限にいいという意味じゃないのですけれども、祭礼等の年中行事に用いる刀剣が一例でございます。御質問の点はそのことにならうと思つておられます。他の刀剣類で、所持することが一般の風俗慣習上やむを得ない場合、こりいうことになるのです。

○鈴木壽君 そりしますと、今の御説明の、その他の刀剣類の所持を許可するといふような場合で、今の美術品として適格でないといふふうな鑑定をされたものについても所持する場合があります。こりいうことですか。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。

○鈴木壽君 先ほど加瀬委員からの正当な理由がある場合についてのお尋ねがありました。その正当な理由がある場合、第十条、それからあとの方に第十二条、こりありますね。これは

正当な理由があるといふふうな認めるのは、これはだれなんです、はつきり申しますと。

○政府委員(中川董治君) 社会通念上、正当な理由と客観的に認める場合でございますが、第一次的には警察官が認定する、こりいうことにならうと思つておられます。

○鈴木壽君 第一次的には現場の警察官ですね。そりしますと、第二次、第三次はこりいいますか。

○政府委員(中川董治君) これはすべての問題こりなるわけですが、客観的に正当な理由があればもちろんいいのであります。客観的に正当な理由が認められぬやとこり思つておられますが、その点につきましては、私もふだん平生から、正当な理由等につきましてよく教養を徹底しておきますけれども、警察官がこれを認定する義務等がある場合に、警察官の上部局で判断するといふことに相ならうかと思つておられます。その他、これが將來裁判等になれば、もちろん最終的に裁判所になることは当然だと思つておられます。

○鈴木壽君 この場合、先ほどの御説明の中に、なぐり込み等の危険がある、こりいう事態に備えてこりいうふうな考へるべきだと、こりいうふうなお話をございしました。そこで、それだけなのか、現地の警察官のこれは考へ方一つで、場合によつては、ぜひともその場で所持し、あるいは運搬することのできないといふ場合があり得ると思つておられます。それを現地の警察官が、正当な理由がないといふふうな認められる幅がうんと大きなものだと思つれば、これはいろいろな問題が出てくるのじやないか。



いか、こういふふうに考えられるわけですか。そこで、正当なる理由というのは、いわゆるなぐり込みとか切り込みとか、そういうこと以外のことであらばこれはいいのだと、こういうことですか。

○政府委員(中川董治君) 正当なる理由を例示すればいろいろ方法があると思います。美術鑑賞用はもちろんよい、剣舞用に持つていく場合ももちろんよい、物を売るときに持つていく場合ももちろんよい、これを友だちに譲るために持つていく場合ももちろんよい。だんだんやめていくと、正当なる理由は、もちろん幅が広いのでございますが、正当なる理由に該当しないような場合は、刑罰法令に触れるような場合の前段階の行為が正当な理由のない場合になろうと思つておられます。

○鈴木壽君 第十九条の二項に、経費は全部都道府県が負担するようになっております。これはどのくらいかかるか、よくわかりませんが、また、一応これに関連して金が入ってくるような面もありませうけれども、どの程度所要経費を大體あなた方は見ておられるわけですか。

○政府委員(中川董治君) この点は、現行法と全く変更を加えておりませんので、地方財政計画上の財源措置はいちたしておらないのでございますが、文化財保護委員会の関係の事務でございまして、文化財保護委員会でございますので、文化財保護委員会でいろいろ積算してやつていらつしやるようでありませうけれども、正確にございまして、現行法と改正がございせんから、そのために地方団体のついでに費用がかさむといふことはなからうと思つておられます。

○鈴木壽君 従来、現行法でやつてきた場合に、大體各都道府県当りのくらしいこのために経費を使つておるかといふようなことをお調べになつておられますか。

○政府委員(中川董治君) ただいまの数字につきましては、文化財保護委員会事務局とも打ち合せの上、次の機会にお答へたいと思つておられます。

○松澤兼人君 これは国務大臣の提案趣旨説明の中にあるわけでありませうが、結局、こういう法案をお出しになつたという根本的な理由は、今までの取締令を法律の形にするということが一つと、それから、暴力団等が所持の銃剣について十分な規制がないために、出入りのときに刀剣やあるいは拳銃を持ち出すということがあるから、これを取り締らなければならぬ、こういうことのように考えられるのでございませう。しかし実際に、この法律を見ましても、これで果して暴力団の許可なくして所持しているものを取り締ること、これができるかどうかといふことは、非常に消極的な結論にならざるを得ないのでございませう。この五条の欠格条項ですか、これを見ましても、その暴力団関係といつたようなものが全然出ていない。しいていへば六号の規定がそれかと思つておられます。もう一つに刀剣銃直等を持ち歩くといふことを取り締ることができるといふか疑問に思つておられますが、その点はいかがですか。

○政府委員(中川董治君) 規制の点につきましては、五条の主として五号、六号によつて所持を規制する方法を講じたいと思つておられます。従つてその点は完璧でございせん。

して、暴力団等の持ち歩く場合におきましては、十号、二十一条によつて規制をいたしたい、こう思つておられます。その他お説は、この法律の規制の線に乗つてこない点につきましては、先ほど大沢委員が御指摘になりましたように、現行法の三三三違反の取締りというところにならうかと思つておられますが、三三三違反の取締り措置を徹底して参りたい、こう考えているのであります。

○松澤兼人君 第五条の欠格条項の中に、たとへば暴力団等、あるいはまたは恐喝、傷害、そつたつたような刑法上の犯罪に犯された場合、そういう者には許可してはならないといふ、そういうふうな解釈はできませんか。

○政府委員(中川董治君) 直ちにそれは解釈は不可能だと思つておられます。従つて、五条の六号に該当するようないふ場合は、一べん傷害罪で罰を受けたといふこと、理由のみで六号該当といふことは困難かと思つておられます。そういう状況等をにらみ合せて、人の生命……、六号に該当する場合において、欠格条項にならうと思つておられます。それで、ただいま申しましたように、この欠格条項のみで完結するのではなく、十号の規定、十一号の規定ないしは無許可刀剣の取締りの点並びに刑罰法令全般の適用によつて、暴力団の制圧をいたしたい、こう考えておられます。

○松澤兼人君 五号の六号は、そういう暴力団といふようなことを考えないで解釈したらいふことになりませうか。事例をあげて説明していただければよくわかると思つておられます。

○政府委員(中川董治君) 六号は……松澤先生御専門でございませうが、いろいろおそれがあると思つておられます。理由の例示でございませうが、人を傷害し、財産に対する重大な損害を与える刑法の罪をすれば繰り返すといふようなことになりませうと、相当な理由があると思つておられます。

○松澤兼人君 それであつたら、さつき私が言いましたように、かつて暴力行為をやつたとか、あるいは恐喝、傷害、そつたつたような者に対しては絶対に刀剣の所持を許さぬ、こういうふうにはつきりしたらいふのでございませうか。

○政府委員(中川董治君) それも一つの規制の方法だらうと思つておられます。そういうふうな形式的に列挙することによつて、また実情に合わないといふ点も考えまして、やや抽象的の言葉を用ひますが、こういう抽象的の言葉を用ひて、実情に合うように規制することが相当かと考えたとおられます。

○松澤兼人君 あなたがおつしやるように、たとへば、かつてそういう言つたような刑法上の処罰を受けた。しかし、そのことが六号によつて、刀剣の所持を禁止されるという理由になるかどうか、これは裁判で争つたら、あなたの方が勝つか、あるいはその所持したいと考える方が勝つか、わからなかつたと思つておられます。どうでしようか。

○政府委員(中川董治君) 六号を拡張解釈すれば、裁判で負けることがあろうかと思つておられますが、この六号を忠実に、生命、身体、または公共の安全を害するおそれがあると思つておられます。理由を事実をもつて証明するといふ措置を講じていただきますならば、裁判で

は負けない。たとへば、暴行、傷害、殺人の犯罪をかつても犯した。今後もその人の状況等によつて、そういう犯すおそれがいろいろな行為等から見受けられるといふような事由を疎明いたしまつた場合には、欠格条項に該当したといふのであります。

○松澤兼人君 六号の条文を読んでみまして、そういうふうには私はどうしても考えられないのでございませうが、裁判所がもしこれをたてにして判決を下す場合に、あなたが言つたように、あなたに解釈できるかどうか、私は非常に疑問に思つておられます。あなたは法案の立案者、立案事務局でありますから、こういう場合も、こういう場合も、こういうふうな場合に考慮して大い、こういう規定でもつて大い、こういう場合も、こういふ場合も適用できる。つまり、刀剣を持たせないことはできるとお考えもされませうけれども、裁判所の立場は、この条文からいへば、あるいはそういう人たちの刀剣の所持といふものが、まあ所持する権利がないと思つておられます。大丈夫ですか。

○政府委員(中川董治君) 松澤先生の仰せごもつともなうでございませう。この刑罰法令の名前を列挙いたしまつた一つの方法であらうと思つておられます。ただし、その方法を用ひますと、改換の情がきわめて顕著であつて、もう全然おそれがないといふ者までも欠格条件に当てはめたいといふ欠陥があると思つておられます。かかるといふ文字を用ひて、実情に合うとつておられます。その点については、運用する側といたしましては、そのおそれのある点について慎重に認定いたしまして、過

去のその者の行為を犯罪行為によつて証明する方法と、現在の状況とを証明いたして、六号の欠格条件に該当すると、こゝ証明して参りたいと思ふのであります。

○松澤兼人君 改悛の情顯著であるとか、こゝういふことをおっしゃるのでなければ、われわれは、普通の場合、刀剣を所持したり銃を所持したりすることができないのですよ。われわれは普通の場合には、そゝういふものを所持したいと思つていないし、それから所持する手続をしていないのですよ。それなのに、そゝういふ人たちに、なぜ刀剣を所持することを認めるように、改悛の情とか何とかいふことをあなたはおっしゃつて、刀剣を持たせなければならぬのですか。そゝういふ人が、かつて刑法上の罪を犯したという人が、改悛の情が顯著であれば刀剣を持たしてもいいし、そゝういふ趣旨は、われわれはちつともわからない。

○政府委員(中川董治君) これは松澤先生御専門でございますが、こゝういふ規制をするにつきましては、第一条の危害予防の立場という最小限度にとどめるべきであらう。危害予防が全然ないものを、また少いものを規制することは行き過ぎである。こゝういふ立場に立つて審かざるを得ないのではないのではないかと考へるのであります。従つて、一度ある刑法上裁判上の罪を犯したというのみをもつて直ちに危害ありと断定するのは少し無理があらう、こゝう思ふのであります。

○加瀬完君 この前の別府の騒乱事件のよゝうな場合は、両方の親分たちがあゝいふふゝうな行動に出るらしいといふ

ことになれば、この六号は適用できるといふことになりませんか。

○政府委員(中川董治君) 別府の事件につきまして考へてみますと、この別府の事件が起る以前においては、六号に該当しないといふ場合があらうかと思ひます。別府などの事件をおおむね念頭に置きましたのは、第十条を考へたのが念頭に置いたのでございませぬ。

○加瀬完君 所持の態様でしよう。しかし、所持の態様が問題になるよゝうになつては、事件がある程度進行したといふことになると思ふのですよ。それ以前に、あゝいふ態様が実現する前に、人の生命、もしくは財産、または公共の安全を害するおそれがあると認めるに足る相当な理由が生じていると思ふのですよ。そこで所持している刀剣、銃砲といふものを押さへることができなければ、結局この六号といふものは問題にならぬと思ふ。あゝいふ場合に適用できるかどうか、そゝういふ意味で伺つておつたわけです。

○政府委員(中川董治君) 別府のごとき場合において、所持している者がかつても人の生命財産に損害を与へ、その与える状況が顯著になつて参つた場合においては、六号に該当する事柄もできて参らうと思ひます。ただし、その場合に、一応許可してからそゝういふ事柄が起つてきた場合に、あるいは取り消しの原因になる、こゝういふ場合もあらうと思ひます。

それはそれで規制されなければ、この法律案の目的には合つてこないと思ふのです。

○政府委員(中川董治君) お説のよゝうに、過去はどうであつても、そのときの事柄においては、そゝういふことが客観的に認められる場合においては該当いたします。ただし、私が申し上げましたのは、該当するといふことを疎明する場合において、かつての条件が相当に参考になるといふ意味において申し上げたにすぎないのであります。

○加瀬完君 私がこゝういふに伺ひますのは、そゝういふ業種と云つては悪いですが、銃砲、刀剣といふものを一つの武器にしてゆすりや何かをやるといふよゝうなことを半ば職業みたいによつて業種といふよゝうな業種といふよゝうのものから、この六号といふよゝうなものを適用しなければ、全然六号の意味をなさないと思ふのです。そゝういふ意味で伺つておつたわけです。そゝういふ意味では、当然六号の適用によつて取り押えられる、こゝういふことですね。

○政府委員(中川董治君) その通りでございます。

○委員長(小林武治君) それでは、他に御発言なければ、本日はこの程度にいたしたいと存じます。

これにて散会いたします。

午後零時七分散会

二月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、遺失物法等の一部を改正する法律案

遺失物法等の一部を改正する法律案

遺失物法等の一部を改正する法律 (遺失物法の一部改正)

第一条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のよゝうに改正する。

第二条の次に次の一条を加へる。

第二条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ警察署長ニ於テ之ヲ陸棄スルトヲ得

第四条に次の一項を加へる。

物件ノ返還ヲ受クル者ハ第十条第二項ノ占有者アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ報勞金ノ額ノ二分ノ一宛テ拾得者及占有者ニ給スベシ

第七条中「権利ヲ抛棄シ」の下に「第三条ノ費用弁償」を加へる。

第八条第三項中「禁シタル物件」の下に「(行政庁ノ許可其ノ他之ニ類スル処分ニ依リ所有所持スルコトヲ認メラルル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」を加へる。

第五条中「拾得ノ日」の下に「(次条第二項ノ占有者ニ在リテハ其ノ管守者同項ノ規定ニ依リ物件ノ交付ヲ受ケタル日以下同ジ)」を加へ、同条に次の後段を加へる。

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

第十条を次のよゝうに改める。

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為メ之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及民法第二百四十条ノ規定ヲ適用ス

管守者アル船車建築物其ノ他本来公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供スルコトヲ目的トセザル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ交付ヲ受ケタル管守者ハ之ヲ其ノ船車建築物等ノ占有者ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者第一項第一項又ハ第十一条第一項ノ手続ヲ為スベシ

第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七條若ハ第八条第二項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ抛棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ失ヒタルトキハ同項ノ占有者ハ第四条第二項ノ規定ニ依リ報勞金ヲ受クルノ権利ヲ取得ス

拾得物ニ関スル権利ヲ取得スル但シ占有者第七條又ハ第八条第一項ノ例ニ依リコトヲ得

第十条の次に次の一条を加へる。

第十条ノ二 前条ニ規定スル船車建築物等ノ占有者ニシテ当該船車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保管スルニ適スト認メラレル命令ヲ以テ指定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サル

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

第十条を次のよゝうに改める。

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為メ之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及民法第二百四十条ノ規定ヲ適用ス

管守者アル船車建築物其ノ他本来公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供スルコトヲ目的トセザル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ交付ヲ受ケタル管守者ハ之ヲ其ノ船車建築物等ノ占有者ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者第一項第一項又ハ第十一条第一項ノ手続ヲ為スベシ

第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七條若ハ第八条第二項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ抛棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ失ヒタルトキハ同項ノ占有者ハ第四条第二項ノ規定ニ依リ報勞金ヲ受クルノ権利ヲ取得ス

拾得物ニ関スル権利ヲ取得スル但シ占有者第七條又ハ第八条第一項ノ例ニ依リコトヲ得

第十条の次に次の一条を加へる。

第十条ノ二 前条ニ規定スル船車建築物等ノ占有者ニシテ当該船車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保管スルニ適スト認メラレル命令ヲ以テ指定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サル

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

ル場合又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ物件ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テ物件ノ返還ヲ受ケベキ者ニ之ヲ返還スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署長ニ差出スベシ

前項ニ規定スル法人命令ヲ以テ定ムル要件ニ從ヒ拾得物ニ関スル權利ヲ拋棄シタル物件ニ付テハ前項本文ノ規定ニ拘ラス之ヲ警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ハ第九條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第一條第一項ノ手續ト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル警察署長ハ第一條第二項ノ例ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ第二條ノ二ノ規定ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廃棄スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタル警察署長ハ其ノ物件ノ保管ノ狀況ヲ調査スル為其ノ保管場所(公ノ法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ設置スル保管場所ヲ除ク)ニ立入り又ハ所属警察官ヲシテ立入ラシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ正当ナル理由

ナクシテ其ノ立入りヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ立入ラムトスル警察署長又ハ警察官ハ其ノ身分ヲ証スル証明書ヲ携帯シ關係人ニ之ヲ提示スベシ

第十一條第二項中「本法」の下に「(第十條ノ二ヲ除ク以下本條中同ジ)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

但シ犯罪捜査ノ為必要ナルトキハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マテ公告ヲ為サザルコトヲ得

第十一條第三項を次のように改める。

第一項ノ物件ニ関シテハ公訴権消滅ノ日マテ前項本文ニ於テ準用スル本法及民法第二百四十條ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタル後既ニ六箇月ヲ経過シアリタル場合ニ限り公訴権消滅ノ日ニ拾得者ニ於テ所有權ヲ取得ス

第十三條中「第十條の下に」及「第十條ノ二」を加える。

第十四條中「六箇月」を「二箇月」に改め、「警察署長」の下に「又ハ第十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人」を加える。

第十五條を次のように改める。

第十五條 在ノ各号ニ掲グル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權ハ夫、当該各号ニ掲グル者ニ歸屬ス但シ第八條第三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ所有權ハ國ニ歸屬ス

一 警察署長ノ保管スルモノ  
二 当該警察署ノ屬スル都道府県  
三 第十條ノ二第一項ニ規定ス

ル法人ノ保管スルモノ(第七條第八條第二項但書第九條又ハ第十條第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル權利ヲ拋棄シ又ハ失ヒタルモノヲ除ク)当該法人

三 第十條ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スル物件ニシテ第七條第八條第二項但書第九條又ハ第十條第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル權利ヲ拋棄シ又ハ失ヒタルモノノ当該物件ノ保管場所ノ所在スル都道府県

第十六條を次のように改める。

第十六條 本法ニ特別ノ定アルモノヲ除ク外本法ノ施行ニ關スル細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(水難救護法の一部改正)

第二條 水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「一箇年」を「六箇月(沈没品中政令ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ一箇年)」に改める。

第三十條第一項中「一箇年」を「六箇月」に改める。

第三十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二百四十條中「一年」を「六箇月」に改める。

附則  
一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)  
2 この法律による改正後の遺失物法、水難救護法及び民法の規定は、この法律の施行の日前において拾得された遺失物及び漂流物又は沈没品でそれぞれまだ警察署長に差し出されておらず、又は市町村長に引き渡されておらず、又は市町村長に引き渡されていないものについて適用し、この法律の施行の際現に警察署長に差し出されている遺失物及び市町村長に引き渡されている漂流物又は沈没品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前において拾得された遺失物でまだ警察署長に差し出されていない物件に対する改正後の遺失物法第九條後段の規定の適用については、同条中「拾得ノ時ヨリ二十四時間内」とあるのは、「遺失物法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)施行ノ日後一日内」とする。

4 前二項の規定は、遺失物法の規定が準用される物件の経過措置について準用する。

5 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二を削る。

第三十條の十四第二項中「第二十六條から第二十七條まで」を「第二十六條及び第二十七條」に改める。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法等の一部を改正する法律案

警察法等の一部を改正する法律案  
警察法等の一部を改正する法律(警察法の改正)

第一條 警察法(昭和二十九年法律第十六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一號ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一號を加える。

五 全国的な幹線道路における交通の規制に關すること。

第五條第二項に次の一號を加える。

十四 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に關すること。

第十九條を次のように改める。

(内部部局)  
第十九條 警察庁に、長官官房及び左の五局を置く。

警察局  
刑事局  
保安局  
警備局  
通信局

第二十條(見出しを含む)中「部長」を「局長」に、「各部」を「各局」に、「部務」を「局務」に改める。

第二十一條第十号中「部」を「局」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一號を加える。

十 警察裝備に關すること。

第二十二條(見出しを含む)中「警務部」を「警務局」に改め、同條第四号を削る。

第二十三條(見出しを含む)中

「刑事部」を「刑事局」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(保安局の所掌事務)

第二十三條の二 保安局においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪の予防に關すること。

二 保安警察に關すること。

三 警備及び警らに關すること。

四 交通警察に關すること。

第二十四條(見出しを含む)中「警備部」を「警備局」に改め、

同條第一号中「警備及び」を削り、

同條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とする。

第二十五條(見出しを含む)中「通信部」を「通信局」に改め

第三十條第一項中「第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号」を「第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」に改め、同條第二項ただし書を削る。

第三十一條第三項に次のただし書を加える。

但し、関東管区警察局及び近畿管区警察局には、さらに保安部を置き、四部とする。

第三十三條の見出しを「(東京都警察通信部及び北海道警察通信部)」に改め、同條第一項中「北海道」を「東京都及び北海道」に、「第七号」を「第八号」に、

「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改め、同條第二項及び第三項中「北海道地方警察通信部」を「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」に改める。

第三十四條第三項中「部長」を「局長」に、「通信部長」を「通信局長」に改める。

第四十六條第一項中「同條に規定する方面ごと」を「同條の規定により方面本部を置く方面ごと」に改める。

第五十一條第一項に次のただし書を加える。

但し、道警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

第五十一條第五項中「方面本部の数、名称、位置及び管轄区域」を「方面本部の位置」に改める。

第五十四條第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に、「府県警察学校」を「道府県警察学校」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「府県警察学校及び方面警察学校」を「及び府県警察学校」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「警察職員に対し、」の下に「新任者に対する教育訓練、」を加え、同項を同條第三項とする。

第六十六條の見出し中「移動警察」を「移動警察等」に改め、同條中「協議により定められた」を「協議して定められた」により、に改め、同條に次の一項を加える。

2 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条に規定する道路をいう。)の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

(道路交通取締法の改正)

第二条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の四を第二十六條の五とし、第二十六條の三の次に次の一条を加える。

第二十六條の四 全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図る必要があると認められる場合においては、国家公安委員会(以下「公安委員会」という。)の政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、諸車の最高速度の制限その他政令で指定する事項に係るものの処理について指示することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、警察法第四十六條第一項並びに第五十一条第一項及び第五項の改正規定(以下「改正規定」という。)は、

公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(許可等の経過規定)

2 改正規定の施行の際、道路交通取締法、風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)、古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)、質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)、銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第 号)又はこれらに基づく政令若しくは総理府令(以下「関係法令」という。)の規定により、改正前の警察法第四十六條の規定により道警察本部の所在地を管轄する方面本部を管理する機関として置かれていた方面公安委員会(以下「旧公安委員会」という。)の行つた許可その他の処分が現にその効力を有するものは、当該方面本部の管轄区域に属していた地域について権限を有することとなつた公安委員会(以下「新公安委員会」という。)のした許可その他の処分とみなす。この場合において、当該処分に期間がつけられておるときは、当該処分の期間は、関係法令の規定により旧公安委員会が当該処分をした日から起算するものとする。

(許可の申請等の経過規定)

3 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続とみなす。

(聴聞の経過規定)

4 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会がしている聴聞でまだ完結しない事案に係るものについては、新公安委員会に、旧公安委員会から引継を受けなければならない。